

令和元年9月4日
在マイアミ日本国総領事館

ハリケーン「ドリアン」の最新情報(第10報)

●ハリケーン「ドリアン」は、9月4日午後2時現在、フロリダ州ジャクソンビルの東約115マイル(約185キロメートル)の大西洋上を北西に時速約9マイル(約15キロメートル)の速度で進行しています。現在の勢力は、最大風速が時速105マイル(時速165キロメートル)とカテゴリー2に分類され、日本の非常に強い台風匹敵する規模と考えられます(当館「ハリケーンの基礎知識」参照 <https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/000175712.pdf>)。国立ハリケーンセンターによると、これから翌5日にかけて、フロリダ半島北東部沖合いを北東に進行する見込みです。

●現在、フロリダ州内全域でハリケーン警報は解除されています。ヴォルンシャ・ブレバード郡境からセントジョーンズ郡ポンテ・ベドラビーチにかけての州北東部沿岸地域は、ハリケーン警報から熱帯暴風雨警報(Tropical Storm Warning)に下がりましたが、同地域は、引き続き暴風雨圏内であるため、注意が必要です。加えて、ブレバード郡ポート・カナベラル以北からジョージア州境以北にかけては、高潮警報(Storm Surge Warning)が継続されており、同地域では引き続き、命を脅かす高さ・規模の高潮・洪水が予想されるため、避難等、身の安全を確保するための行動が必要となります。その他の警報・注意報の最新情報は、国立ハリケーンセンターのホームページ <https://www.nhc.noaa.gov/text/refresh/MIATCPAT5+shtml/012123.shtml>にてご確認ください。

●現在、フロリダ州内では、クレイ郡、デュバル郡、ナツソー郡、パトナム郡及びセントジョーンズ郡が沿岸部を中心に避難命令(mandatory evacuation)を発令しています。また、デュバル郡、セントジョーンズ郡及びナツソー郡が夜間帯を中心に外出禁止令(curfew)を発令しています。それ以外の地域への避難命令や自主避難勧告(voluntary evacuation)は解除された模様ですが、詳しくは、フロリダ州危機管理局(<https://www.floridadisaster.org/>)や各郡のホームページを直接ご確認の上、対象地域に滞在されている在留邦人や邦人旅行者の皆様におかれては、引き続き暴風雨や高潮・洪水から身を守る対策をとることをおすすめします。また、警報や避難命令等が解除された地域においても、道路等が冠水している場所では、送電線等の破断による感電の危険がありますので、安易に立ち入らないよう十分に注意してください。

●「ドリアン」に関する過去の領事メールや広域情報は、こちらからご参照ください。<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami
80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130
電話: 305-530-9090 FAX: 305-530-0950
代表HP: <http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>

※「たびレジ」簡易登録をされた方でメールの配信を停止したい方は、以下のURLから停止手続きをお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>